

白塚小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定（最終改定 令和3年4月）

内容

- いじめに対する基本的な考え方
- いじめの防止等の対策のための組織
- いじめの防止等の対策のための具体的な取り組み
 - いじめを防止する取り組み
 - 早期発見のための取り組み
 - いじめに対する措置
- 重大事態への対処
- 保護者、地域等との連携
- 方針の検証、修正について

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 具体的ないじめの例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての子どもに関係する問題です。

いじめの防止等の対策は、全ての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするため、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければなりません。

- 全ての子どもがいじめを行わないようにすること
- いじめを知っているながら放っておくことがないようにすること

そして、いじめによって、いじめられた子どもが心身ともに深く傷つけられてしまう・・・そんなことにならないためにも、「いじめは絶対に許さない許されない」ということを子どもたちにしっかりと理解させることが必要です。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものです。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験するという国の調査結果もあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたりまわりの多人数から集中的に行われたりすることによって、生命又は身体に重大な危険を生じさせかねません。

いじめは、加害・被害という二者関係ばかりでなく、所属している集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）も関係することがあります。

「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や形成されるようにしていくことが必要です。

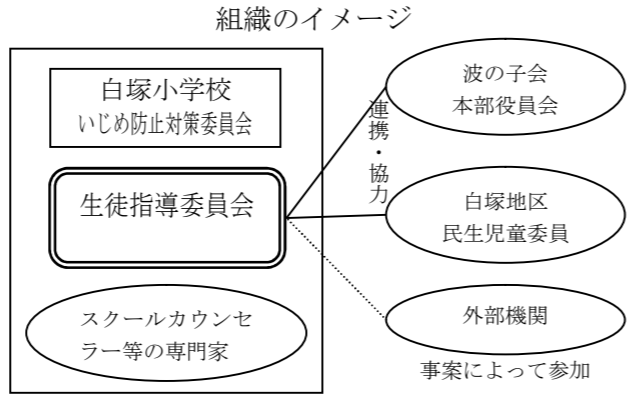
2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

白塚小学校いじめ防止対策委員会（以下、いじめ防止委員会と表記します）

(2) 組織の構成

- 基本的には白塚小学校の生徒指導委員会を中心に構成します。
- スクールカウンセラー等の専門家にも助言をいただきます。
- 波の子会の役員会や白塚地区の民生委員児童委員の方々とも連携・協力します。
- 事案によっては、警察・青少年センター・児童相談所等の外部機関の方にも参加していただきます。



(3) 組織の役割

- いじめ防止委員会は、取り組みについての計画を作成し、実行・検証・修正の中核となって活動をします。
- いじめ防止委員会は、いじめの疑いに関する情報や問題行動等の情報収集と記録、共有を行います。いじめであるかどうかの判断を組織的に行うため、教職員はささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを余すところなく全て報告・相談するようにします。また、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることで、特定の教職員が抱え込まないようにし、チームとして対応するようにします。

(4) いじめ防止委員会の開催

- 委員会は、必要に応じて適宜開催します。また、他の諸会議と兼ねて実施する場合があります。
 - 例 生徒指導委員会（月1回）と兼ねて波の子役員会での議題に民生委員児童委員と教職員との懇談会の場で
- 対処すべき事案があれば、随時開催します。
 - 例えば、いじめの疑いの情報があった時には、生徒指導委員会を中心とした緊急会議（事案によって関係教職員が加わる等、構成メンバーは柔軟に対応）を開き、以下のような対応についての協議をします。
 - いじめの情報について速やかに共有すること
 - 関係のある子どもへの事実関係の聴きとり
 - 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - 保護者との連携

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめを防止する取り組み

いじめの未然防止の基本として、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合

える人間関係・学校風土をつくります。

さらに、教職員の言動が、子どもたちを傷つけたり、他の子どもたちによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

ア いじめ防止の具体的な取り組み1

- いじめについての共通理解
 - ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、全教職員の共通理解を図ります。
 - ・子どもたちに対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
 - 例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等
- いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養います。
 - ・子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

イ いじめ防止の具体的な取り組み2

- いじめが生まれる背景と授業づくり等
 - ・いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていきます。また、子どもたちの人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。
 - ・ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、適切に対処できる力を育むようにします。
- 自己有用感や自己肯定感を育成
 - ・すべての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供することにより、自己有用感が高められるように努めます。
 - ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けます。

ウ いじめ防止の具体的な取り組み3

- 子ども自らがいじめの問題について学び、取り組む機会の設定
 - ・子ども自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進します。
 - 例 各学級における学級活動や道徳の時間での取組
 - 児童会活動で学校全体にいじめ防止を訴える取組
 - いじめ撲滅宣言、いじめ防止標語やポスターの募集など
 - ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることを学んだり、ちょっとした嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したりみんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学びます。
 - ・全ての子どもたちが取り組みの意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを見守りながら、教職員は陰で支えるように心がけます。

(2) 早期発見のための取り組み

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることがあります。そのため、大人が気づきにくく判断しにくい形

で行われることが多いことを教職員は認識しなければなりません。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

教職員は、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つことが必要です。

ア 早期発見のための具体的な取り組み1

- いじめの実態を把握するための取り組み
 - ・日常的な子どもたちへの目配りや日記等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努めます。
 - ・教職員どうしが日頃から連携し、児童のちょっとした変化やきになることについて、積極的に声を掛け合っ情報共有することで、見過ごしてしまうことのないように心がけます。
- いじめを早期に発見するため、定期的な調査を実施します。
 - 例 ・児童による自己評価（現在各学期末に実施）に、いじめにかかわる項目の明示。
 - ・児童の人間関係にトラブルが起きやすいとされる時期（5月や9月等）に、いじめについての調査を実施。

イ 早期発見のための具体的な取り組み2

- 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や懇談の場等では、保護者がちょっと気になることでも気軽に相談できるようにし、いじめの早期発見につなげられるように努めます。
- いじめに関する相談を行うことができる体制を整備します。
 - ・各担任を始めとする全ての教職員が、真摯にいじめの相談に応じます。
 - ・スクールカウンセラー事業や学級支援サポーター事業等の継続を要望し、児童や保護者の相談がしやすいように努めます。
 - ・保健室や相談室の利用や、学校外のさまざまな電話相談窓口について広く周知します。

(3) いじめに対する措置

ア 学校は、子どもからの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を市教委に報告します。

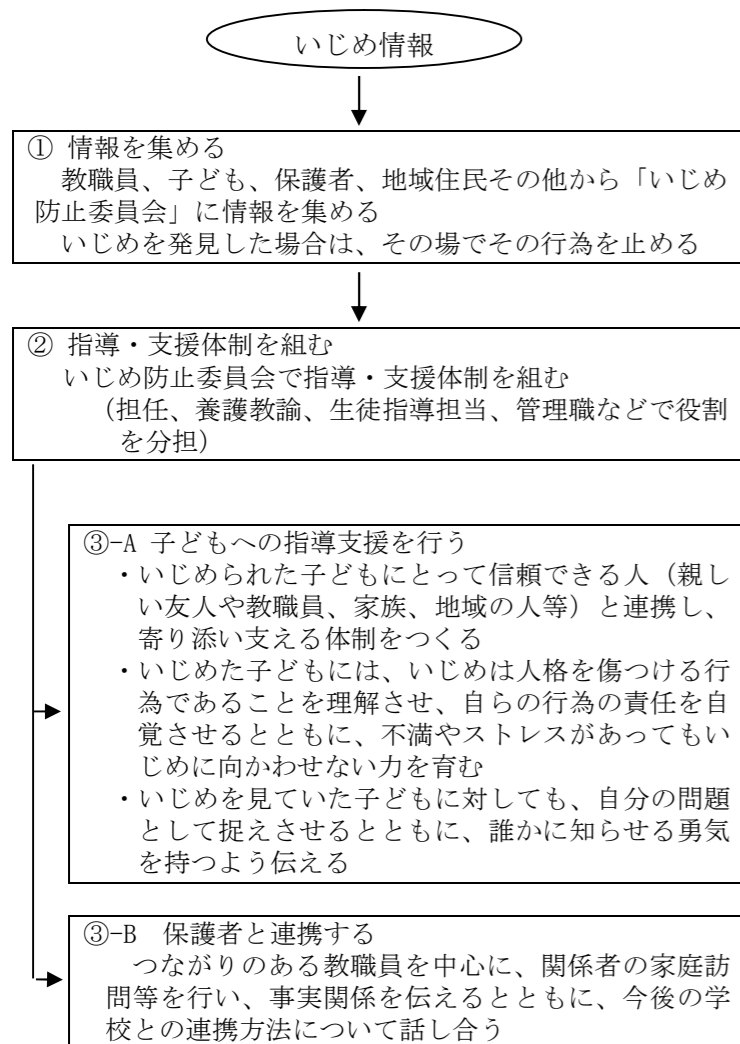
イ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせます。また、いじめの再発を防止するため、いじめを受けた子ども・保護者への支援や、いじめを行った子どもへの指導またはその保護者への助言を継続的に行います。

ウ 必要があると認められるときは、いじめを行った子どもを別室で学習させる等によって、いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送れるようにします。

エ いじめの事案についての情報をいじめを受けた子どもの保護者やいじめを行った子どもの保護者と共有するための措置などを行います。

オ 校長及び教員は、子どもがいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは適切に懲戒を加えます。

組織的な締め対応の流れ



取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図ります。
・状況に応じて、外部専門家の協力を得ます。

ウ いじめに対する具体的な措置 3

- いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言
- ・いじめたとされる子どもから事実関係の聴取を行います。その結果、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・事実関係が確認できしだい、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ・いじめた子どもへは、自らの行為の責任を自覚させるようにします。その際、いじめの背景にも目を向け、関係した子どもたちの安心・安全、健全な人格の発達に配慮して指導します。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画や別室での学習等の指導のほか、関係機関との連携による措置も含めて、毅然とした対応をします。

エ いじめに対する具体的な措置 4

- いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていたり、見て見ぬふりをしていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝えます。また、傍観者にとどまるのではなく、いじめを抑止する仲裁者への転換を促します。はやしたてるなど同調していた子どもに対しては、いじめに加担する行為であることを理解させるようにします。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をしていきます。

○ネット上のいじめへの対応

- ・ネットモラルに関する教室を実施する等により、学校における情報モラル教育を進め、保護者にもこれらについての理解を求めていきます。

オ いじめに対する具体的な措置 5

- いじめの解消
- ・被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる期間が相当の期間（3か月を目安）継続していること。
- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認めること。被害児童本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

○いじめの認知件数が0の場合

- ・当該事実を児童生徒や保護者に向けて公表し、検証を仰ぎ認知漏れを防ぎます。

○児童生徒の主体的な取り組みについて

- ・児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないように、児童生徒が自らいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取り組みを進めます。

4 重大事態への対処

重大事態とは

- (1) 子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
例 ・子どもが自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- (2) 子どもが相当の期間（年間30日を目安とします）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし、一定期間連続で欠席をしている場合においては目安にかかわらず、迅速に調査に取り組みます。

(3) 重大事態発生時の対応について

- ・直ちに学校は市教委へ報告します。
- ・学校は、市教委の支援や指導のもと対応します。

5 保護者、地域等との連携

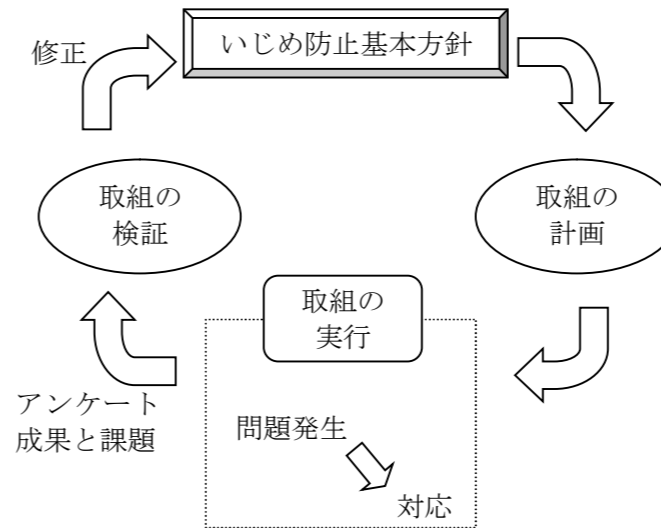
(1) 保護者の役割

- ・保護者は子の教育について責任を持ち、いじめを行うことのないように規範意識を養うための指導を行い、いじめを受けた場合には適切にいじめから保護するようにします。
- ・保護者は、家庭での役割が重要であることを認識して、いじめ防止基本方針をはじめさまざまな措置に協力していきます。

(2) 地域の役割

- ・子どもが安心して過ごすことができる環境をつくること、地域社会の大切な役割であることを認識して、地域において大人が子どもを見守ります。
- ・地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教委等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようにします。

方針の年度ごとのサイクル



(3) 学校・保護者・地域が一体となった取り組み

- ・学校は、波の子会の各種会議や懇談会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学年通信や学校通信を通して、協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進します。
- ・学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけにとどまらず、地域ぐるみのいじめ防止対策を推進していきます。

6 方針の検証、修正について

- (1) この方針は、年度ごとに、いじめ防止委員会による検証を行います。
検証に際しては、
 - ・学校の実情に即しているかどうか。
 - ・きちんと機能しているかどうか。
 等について確認をし、成果と課題を明らかにします。

- (2) 検証の結果、見直す点があれば修正を行います。
- (3) 上記のことをもとにして、次年度の取り組みを計画し、実行していきます。